

令和元年度 第5回板倉区地域協議会 次第

日 時：令和元年7月18日(木)

午後6時から

場 所：板倉コミュニティプラザ
市民活動室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 協 議

(1) 地域活動支援事業のヒアリングについて

- ・令和元年度板倉区地域活動支援事業採択方針等について
- ・地域活動支援事業追加募集ヒアリング事業一覧（割振表）
- ・令和元年度板倉区地域活動支援事業追加募集採点表

資料1

資料2

資料3

(2) その他

5 そ の 他

6 閉 会

- ・次回 7月24日(水) 午後6時～ 第6回板倉区地域協議会
板倉コミュニティプラザ 市民活動室

令和元年度板倉区地域活動支援事業採択方針等

1. 板倉区の採択方針

《優先して採択すべき事業》

板倉区の持つ資源と交通上の立地の優位性をいかし、内外の交流を促進することにより地域の活力を高めることを目標に、地域住民が自主的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択すべき事業とする。

①板倉区の魅力を発信する事業

キャッチフレーズの作成や、インターネットの活用等により板倉区の歴史・文化・特産物の情報や魅力を広く発信する事業

- (例)・ホームページを構築し地域やイベントを紹介する事業
- ・ガイドブックを作成し、観光スポットを紹介する事業

②板倉区の歴史・文化を伝承する事業

板倉区の歴史・文化の保存や伝統行事を復活させる事業

- (例)・伝統文化である神楽や踊りを保存・継承する事業
- ・地域に伝わる昔話を紙芝居にし、上演する事業

③板倉区の新たな価値を創り出す事業

板倉区の様々な資源を観光や産業振興に結び付ける事業

- (例)・地域の観光資源を整備し、説明員を育成して観光客を呼び込む事業
- ・区内にある貴重な資源（自然・物）をいかし、体験やイベントを行う事業
- ・観光振興のため研究会を開催する事業

④地域や世代をつなぐ事業

複数の地域・団体間の交流や、子供から高齢者までの世代間交流を促進する事業

- (例)・まちづくりのためのフォーラムを開催する事業
- ・複数の団体と協力し地域おこしのイベントを開催する事業

⑤地域課題を解消する事業

地域の課題を把握し、住民の不安や悩みを取り除く事業

- (例)・高齢者に買い物の楽しみを提供し、高齢者が社会から孤立することを防ぎ、いきいきとした生活を送るために買い物ツアーを行う事業

《その他の事業》

優先して採択すべき事業以外の事業で、地域の課題解決や活力向上に資すると認められる場合は採択すべき事業とする。

《補助対象としない事業》

- ・防犯灯のLED整備事業
- ・申請団体のみの交流促進に留まる事業

《補助対象としない経費》

- ・イベントで不特定多数に料理を振る舞う場合等は、受益者負担とする。
- ・ユニフォームなど、特定の個人が継続して使用する備品類。

2. 審査項目

項目	内容	審査の方法
ア 採択方針	提案事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のいずれに該当するかを審査する。	該当項目に○印
イ 共通審査基準	提案事業が「審査項目の基準を満たしているか」を視点に採点する。(全28 地域自治区(全市) で共通)	5 点満点で採点

《イ 共通審査基準》

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 全市的な方向性と合致しているか。 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。 	5 点
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 地域の実情や住民要望に対応したものか。 緊急性の高い提案事業であるか。 ほかの方法で代替できないものであるか。 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。 	5 点
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> 目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 資金調達の規模や時期に無理はないか。 	5 点
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。 	5 点
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 提案団体に、信頼性や将来性はあるか。 	5 点
合計		25 点

《配点の目安》

5 点…優れている、4 点…やや優れている、3 点…普通、2 点…やや劣っている、1 点…劣っている

※「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点が行わない。

《その他考慮すべき事項》

- ①過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合、3回目以降は、地域協議会で事業の必要性、発展性について、十分確認・審査し、採択の可否を判断する。
- ②複数年度に及ぶ事業は、申請時に提案書に長期計画であることが明記されていれば、採択回数は限定しないこととする。
- ③備品（※）については、備品購入が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、それらを利用して住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入経費を削減できない理由や、償却期間までの活用予定、管理体制等を確認する。
（※）備品とは、耐久年数が1年以上で、長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるものをいう。1回限りで使い切るまたは使うにつれ量が減る文房具や紙類等の消耗品と区別する。
- ④工事や修繕については、工事等の実施が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、工事等が住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。

3. 審査に関する事項

（1）補助率

- ・補助対象経費に対し、10/10以内とする。

（2）補助金額の上限及び下限

- ・補助金額の下限は5万円以上、上限は100万円とする。
- ・ただし、単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができる。

（3）ヒアリング・プレゼンテーション

- ・提案者（団体）へヒアリングを行う。

（4）事業提案者に地域協議会委員が含まれる場合の取扱い

- ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、当該事業の審査から外れる。

4. 審査方法

（1）事務局による事業説明

- ・提案事業一覧及び提案書
- ・現地確認

(2) 提案者へのヒアリング

- ・提案者へ質問・回答

(3) 採点票の記入

- ・各委員（無記名）は、評価結果を採点票に記入する。
- ・採択方針との整合については、提案された事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のどの項目に該当するか、いずれか1つに○印を記入する。
- ・共通審査基準については、各審査項目に5点を配点し、1事業当たり25点満点とする。ただし、「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点を行わない。
- ・各項目を5段階評価し、0点は付けない。
- ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、提案事業の審査はできない。

(4) 採点票の回収、採点結果一覧の作成

- ・総合事務所は、共通審査基準の各審査項目の平均点と、その合計の算出等を行う。
- ・板倉区の採択方針との整合及び共通審査基準の合計が高い順に申請事業を並べ替えた一覧を作成する。

(5) 採択すべき事業、採択すべきでない事業についての協議

①板倉区の採択方針との整合の審査

- ・委員の過半数が「優先して採択すべき事業」と判断した事業は「優先して採択すべき事業」とする。
- ・委員の過半数が「その他の事業」と判断した事業は「その他の事業」とする。
- ・委員の過半数が「採択すべきでない事業」と判断した事業は「採択すべきでない事業」とする。
- ・「優先して採択すべき事業」と「その他の事業」がともに過半数で同数だった場合は「優先して採択すべき事業」とする。
- ・「優先して採択すべき事業」と「採択すべきでない事業」がともに過半数で同数だった場合は「優先して採択すべき事業」とする。
- ・「その他の事業」と「採択すべきでない事業」がともに過半数で同数だった場合は「その他の事業」とする。
- ・どの項目も過半数に達しなかった場合、「優先して採択すべき事業」と「その他の事業」の合計が過半数に達する場合は「その他の事業」とする。

②共通審査項目の最低基準の設定

- ・各審査項目の平均点の合計が10点以下の事業は、「採択すべきでない事業」とする。

(6) 採択すべき事業の選定及び助成金額の確認

- ・「優先して採択すべき事業」は、得点が上位の事業から採択すべき事業とする。
- ・「優先して採択すべき事業」は、内容を精査し採択額を決定するが、採択額は補助金希望額とならない場合がある。
- ・採択額は今年度の板倉区配分額の範囲で決定する。
- ・配分額に余りがある場合に限り、「その他の事業」の得点が上位の事業から採択すべき事業とする。
- ・残額が生じた場合は、必要に応じて追加募集を行う。

(7) 事業実施者等への地域協議会の意見の取りまとめ

- ・「採択すべき事業」については、事業実施者に対し、事業の執行上配慮すべき点の取りまとめを行う。
- ・「採択すべきでない事業」については、事業提案者に対し、不採択理由等の取りまとめを行う。

5. スケジュール

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ① 事前相談の受付： | 3月1日～ |
| ② 地域活動支援事業報告会の開催（採択基準の説明含む）： | 3月14日 |
| ③ 募集要項等の配布開始： | 3月29日～ |
| ④ 提案の募集期間： | 4月1日～5月7日 |
| ⑤ 地域協議会での審査： | 5月10日～30日 |

提案事業一覧表・提案書の写しの配付	5月10日
現地確認及び提案者へのヒアリング	5月21日
採点票の提出	5月27日
採択すべき事業等の審査	5月30日

- | | |
|--|-------|
| ⑥ 採択すべき事業の決定・公表： | 6月上旬～ |
| ⑦ 補助金の交付決定・事業の実施： | 6月中旬～ |
| ⑧ 追加募集の実施 | |
| 1次募集事業の審査終了後、配分額に5万円以上の残額がある場合は1回のみ追加募集を行う。 | |
| ⑨ その他 | |
| 必要に応じ、地域活動支援事業の検証のため、採択年度以降に地域協議会委員による事業実施団体の活動状況調査を行う場合がある。 | |

令和元年度 地域活動支援事業ヒアリング事業一覧（割振表）

説明 順番	事業の名称	団体等の名称	代表者	説明開始時間
1	旧根越地区史跡文化継承による内外交流活性化事業	宮島地区連絡協議会	藤巻 浩	午後6時20分
2	箕冠城址公園観光・美化事業	山部地区連絡協議会	市村 典夫	午後6時29分
3	健康ウォークで体力づくり及び山寺三千坊の観光開発に係る事業	丈ヶ山ファンクラブ	三浦 栄一	午後6時38分
4	「ゑしんの里いたくら歴史散歩」改訂版増刷および、地元の歴史・伝承普及活動事業	板倉郷土史愛好会	岡本 郁栄	午後6時47分
5	地域の主要な事業の広告板設置と無料そば打ち体験教室の開催事業	どうがたの郷特産物生産組合	市村 照男	午後6時56分
6	板倉区寺野地区へようこそ事業	でん地域研究所	北折 佳司	午後7時05分

令和元年度 地域活動支援事業提案書受付一覧

受付番号	事業の名称	団体等の名称	板倉区採択方針	事業費等(単位:千円)		事業内容の概要	過去の提案状況(下線は同一事業)	長期計画に基づく事業
				事業費	補助希望額			
1	旧根越地区史跡文化継承による内外交流活性化事業	宮島地区連絡協議会	①、②	932	931	板倉区宮島地区内の埋もれた文化遺跡に道標・看板を設置し、根越お宝めぐりマップを制作することで広く周知する。また、文化講演会やお宝めぐりウォーキングツアーを実施し、文化遺産の魅力を発信する。	新規	
2	箕冠城址公園観光・美化事業	山部地区連絡協議会	①、②、③、④	258	257	看板の設置や情報機関を利用することで、ツツジの植栽活動や箕冠城址公園を観光客や地域住民にアピールする。	H24、H25、 <u>H26、H27、H28、H29、H30</u>	H29、H30、R1
3	健康ウォークで体づくり及び山寺三千坊の観光開発に係る事業	丈ヶ山ファンクラブ	①、②、③、④	405	400	丈ヶ山登山道を、どの世代にも登ることのできる安全なコースとして整備し、歴史、文化、景観、健康増進の地としてPRを行う。	新規	
4	「ゑしんの里いたくら歴史散歩」改訂版増刷および、地元の歴史・伝承普及活動事業	板倉郷土史愛好会	①、②、④	620	619	「ゑしんの里歴史散歩」改訂版を増刷することでさらに普及させ、ゑしんの里いたくらの歴史、文化遺産等の魅力を、より広く発信する。また、地元小中学校及び高校で、郷土の歴史・文化・先人の遺した遺産を座学に加え実際に現地で学んでもらい、郷土を深く理解し、郷土愛・郷土への誇りを育成する。	H30	
5	地域の主要な事業の広告板設置と無料そば打ち体験教室の開催事業	どうがたの郷特産物生産組合	①、②、④	614	540	そば打ち体験を通して区内外から多くの人に訪れてもらい板倉区のそばと併せて筒方地区で行っている事業の周知、アピールを行う。	新規	
6	板倉区寺野地区へようこそ事業	でん地域研究所	①、③	855	830	ランプの里の整備、ワークショップを区内外の人と共同で行うことにより、地域の魅力を発信する。	新規	
				3,684	3,577			

板倉区配分額 2,633 千円
 希望額と配分額の差額 △ 944 千円